

議案第 7 4 号

渋川市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市公民館条例の一部を改正する条例

渋川市公民館条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 渋川市渋川公民館の項中「南町、中ノ町、上ノ町」を「大崎、南町、長塚町、辰巳町、上之町」に改め、「、元町」を削り、「及び」を「の区域、」に改め、「熊野町自治会」の次に「の区域」を加え、同表渋川市渋川東部公民館の項中「大崎、」を削り、「下ノ町、長塚町」を「下之町」に、「辰巳町」を「中之町、元町」に改め、「各自治会」の次に「の区域、阿久津、金井のうち金井南町（市道藤ノ木金井線の東側）、国町の各自治会の区域」を加え、同表渋川市渋川西部公民館の項中「、軽浜」を削り、「及び」を「の区域、」に改め、「金井のうち」の次に「軽浜、」を加え、「主要地方道渋川東吾妻線の西）自治会」を「市道藤ノ木金井線の西側）の各自治会の区域」に改め、同表渋川市金島公民館の項中「阿久津、金井（軽浜自治会及び金井南町自治会のうち主要地方道渋川東吾妻線の西を除く自治会）、南牧」を「金井のうち金井本町、金井南牧、りんごの里の各自治会の区域」に改め、同表渋川市豊秋公民館の項中「熊野町自治会」の次に「の区域」を加える。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

公民館事業の主たる対象区域の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市公民館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
名称	位置	事業の主たる対象区域	名称	位置	事業の主たる対象区域
渋川市中央公民館	渋川市渋川 9 0 8 番地 2 1	全市域	渋川市中央公民館	渋川市渋川 9 0 8 番地 2 1	全市域
渋川市渋川公民館	渋川市石原 6 番地 1	渋川のうち大崎、南町、 <u>長塚町、辰巳町、上之町、川原町、裏宿</u> 、上郷、藤ノ木の各自治会の区域、石原のうち熊野町自治会の区域	渋川市渋川公民館	渋川市石原 6 番地 1	渋川のうち南町、中ノ町、上ノ町、 <u>川原町、裏宿、元町、上郷、藤ノ木の各自治会及び</u> 石原のうち熊野町自治会
渋川市渋川東部公民館	渋川市渋川 9 0 8 番地 2 1	渋川のうち下郷、東町、新町、 <u>下之町</u> 、寄居町、坂下町、並木町、中之町、 <u>元町</u> の各自治会の区域、阿久津、金井のうち金井南町（市道藤ノ木金井線の東側）、 <u>国町の各自治会の区域</u>	渋川市渋川東部公民館	渋川市渋川 9 0 8 番地 2 1	渋川のうち大崎、下郷、東町、新町、 <u>下ノ町、長塚町、寄居町、坂下町、並木町、辰巳町</u> の各自治会
渋川市渋川西部公民館	渋川市渋川 2 4 7 番地 1	渋川のうち御蔭、入沢町、明保野の各自治会の区域、金井のうち軽浜、金井南町（市道藤ノ木金井線の西側）の各自治会の区域	渋川市渋川西部公民館	渋川市渋川 2 4 7 番地 1	渋川のうち御蔭、入沢町、明保野、 <u>軽浜</u> の各自治会及び金井のうち金井南町（主要地方道渋川東吾妻線の西）自治会
渋川市金島公民館	渋川市金井 1 9 9 9 番地	金井のうち金井本町、 <u>金井南牧、りんごの里</u> の各自治会の区域、川島	渋川市金島公民館	渋川市金井 1 9 9 9 番地	阿久津、金井（ <u>軽浜自治会及び金井南町自治会のうち主要地方道渋川東吾妻線の西を除く自治会</u> ）、南牧、川島

		、祖母島
渋川市古巻公民館	渋川市八木原 6 7 8 番地 1	有馬、八木原、半田
渋川市豊秋公民館	渋川市行幸田 9 4 3 番地 1	行幸田、石原（熊野町 自治会の <u>区域</u> を除く。 ）、中村
(略)		

		、祖母島
渋川市古巻公民館	渋川市八木原 6 7 8 番地 1	有馬、八木原、半田
渋川市豊秋公民館	渋川市行幸田 9 4 3 番地 1	行幸田、石原（熊野町 自治会_____を除く。 ）、中村
(略)		